



2022年5月16日

各 位

会社名 第一商品株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岡田 義孝  
(コード:8746 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員 管理本部長 長澤 正広  
電話番号 03-3462-8011(代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第50期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u>            第17条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、            連結計算書類および事業報告に記載または            表示すべき事項に係わる情報を、法務省令            の定めるところにより、インターネットで            開示することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u>            第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総            会参考書類等の内容である情報について、  <u>電子提供措置を取るものとする。</u>            2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち            法務省令で定めるものの全部または一部に            ついて、議決権の基準日までに書面交付請            求した株主に対して交付する書面に記載し            ないことができる。</p> <p><u>(付則)</u>            1. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のイン            ターネット開示とみなし提供)の削除および変            更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会            社法の一部を改正する法律(令和元年法律第7            0号)附則第11条ただし書きに規定する改正            規定の施行の日(以下「施行日」という。)か            ら効力を生ずるものとする。            2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以            内の日を株主総会の日とする株主総会につい            ては、現行定款第17条はなお効力を有する。            3. 本付則は、施行日から6か月を経過した日また            は前項の株主総会の日から3か月を経過した日            のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 3. 日程

- |               |             |
|---------------|-------------|
| (1) 取締役会決議日   | 2022 年5月16日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 2022 年6月29日 |
| (3) 効力発生日     | 2022 年6月29日 |

以上